

神戸市介護職員初任者研修等受講費給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内の介護サービス及び障害福祉サービス提供事業所における新たな介護人材の発掘及び介護職員の資質の向上を図ることを目的に、同事業所の従業者のうち介護職員初任者研修等を修了した者への支援として、研修受講費の一部を予算の範囲内で交付するため、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号）に定めがあるもののほか、神戸市介護職員初任者研修等受講費給付金（以下、「給付金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(給付対象研修)

第2条 給付金の交付対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、次の課程の研修とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3第1項に規定する介護職員初任者研修課程
- (2) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修課程

(給付対象職員の要件)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、前条に定める対象研修を修了した者のうち、給付金交付申請時に次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 神戸市内に所在する別表1のいずれかを実施する指定（認定）事業所（以下「対象事業所」という。）において勤務する者
- (2) 対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内である者。ただし令和4年4月1日以降に対象研修を修了した者。
- (3) 対象研修を修了した日の翌日以降の対象事業所1箇所における勤務期間が3箇月（休職期間を除く）を経過し、かつ申請日時点において引き続き勤務している者
- (4) 対象研修受講に係る費用を完納している者
- (5) 国、他の地方公共団体等から給付金と類似の給付を受けていない者又は給付を受ける予定がない者

(給付対象事業所等)

第4条 給付事業の対象となる事業所等は、前条に規定する給付金の交付対象となる者を雇用した対象事業所とする。ただし、申請時点において廃止された施設、国又は地方公共団体が運営する施設は除く。

(給付対象経費)

第5条 給付金の交付対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、対象研修の受講に係る受講費及び教材費等（以下「受講費等」という。）とする。分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は対象外とする。また、本給付金とは別に対象事業所

を運営する事業者等から同種の給付金等の交付を受けている又は受ける予定となっている場合は、給付対象経費からその金額を控除した後、なお残る給付対象経費を対象とする。

(給付金の額等)

第6条 給付金の額は、給付対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、5万円を限度とする。

2 給付金の交付は、給付対象職員1人につき1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第7条 給付金の交付申請及び請求は、対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内かつ、対象研修を修了した日の翌日以降の対象事業所1箇所における勤務期間が3箇月を経過した日以後の別に定める受付期間内に、次項の規定により行うものとする。

2 給付金の交付を受けようとする対象事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、神戸市介護職員初任者研修等受講費給付金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 内訳書（様式第2号）
- (2) 勤務証明書（様式第3号）
- (3) 対象研修を修了したことを証する書類の写し
- (4) 対象研修の受講費等の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、これを審査し、相当と認めるときは、神戸市介護職員初任者研修等受講費給付金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知し、給付金を交付するものとする。

2 前項の場合において、給付金の交付が不相当と認めるときは、神戸市介護職員初任者研修等受講費給付金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表 1 (第 3 条関係)

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
介護保険法第 8 条第 1 4 項に規定する地域密着型サービス
介護保険法第 8 条第 2 6 項に規定する施設サービス
介護保険法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護
介護保険法第 8 条の 2 第 1 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業及びロに規定する第 1 号通所事業
介護保険法第 4 2 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスのうち、基準該当短期入所生活介護
介護保険法第 5 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスのうち、基準該当介護予防短期入所生活介護
健康保険法等の一部を改正する法律附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス
障害者総合支援法第 7 7 条に規定する地域生活支援事業のうち、移動支援事業、地域活動支援センター